国立大学法人東京農工大学学長選考会議規程の一部改正

現行	改正	改正理由
（任務） 第２条　選考会議は、次に掲げる事項を処理する。 (1)～(3)　（略） (4)　学長の業務執行状況の確認に関すること。 (5)～(6)　（略） （組織） 第３条　選考会議は、次に掲げる委員で組織する。 (1)　経営協議会規程第３条第１項第４号に定める者の中から経営協議会において選出された者　３人 (2)　教育研究評議会規程３条第１項第４号又は第５号に定める者の中から教育研究評議会において選出された者　３人 2　前項各号に掲げる者のほか、理事を選考会議の委員に加えることができる。ただし、その数は、選考会議の委員の総数の３分の１を超えてはならない。 3～4　（略）	（任務） 第２条　選考会議は、次に掲げる事項を処理する。 (1)～(3)　（略） (4)　学長の業務執行状況の確認及び業績評価の実施に関すること。 (5)～(6)　（略） （組織） 第３条　選考会議は、次に掲げる委員で組織する。 (1)　経営協議会規程第３条第１項第４号に定める者の中から経営協議会において選出された者　５人 (2)　教育研究評議会規程３条第１項第２号から第５号に定める者の中から教育研究評議会において選出された者　５人 2　前項第２号に掲げる者のうち、選考会議の委員となる理事又は副学長の数は、選考会議の委員の総数の３分の１を超えてはならない。 3～4　（略）	学長選考会議の任務に学長の業績評価の実施を追加することに伴う改正。 学長選考会議の委員構成変更に伴う改正。

附　則　（令和３年６月25日選規程第35号）

この規程は、令和３年６月25日から施行する。

【参考資料】

国立大学法人東京農工大学経営協議会規程（抄）

（組織）

第３条　経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

⑴　学長

⑵　学長が指名する理事

⑶　学長が指名する部局長　４人以内

⑷　役員又は職員以外の者で、大学に関し広くかつ高い識見を有する者　経営協議会の委員の過半数

国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程（抄）

（組織）

第３条　評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

⑴　学長

⑵　学長が指名する理事

⑶　副学長（学校教育法(昭和22年法律第26号)第92条第４項の規定により教育研究に関する重要事項に関する校務をつかさどる者に限る。）を置く場合には、当該副学長（当該副学長が２人以上の場合には、その副学長のうちから学長が指名する者）

⑷　農学研究院長、工学研究院長、グローバルイノベーション研究院長、工学府長、農学府長、生物システム応用科学府長、連合農学研究科長、グローバル教育院長、図書館長及び先端産学連携研究推進センター長

⑸　農学研究院、工学研究院から選出された教授各１人、工学府及び農学府から選出された教授各２人並びに生物システム応用科学府から選出された教授１人

【参考資料】

学長選考会議メンバーについて

<table>
<tr><th rowspan="2">選　出　母　体</th><th colspan="2">選出員数</th></tr>
<tr><th>現　行</th><th>改正案</th></tr>
<tr><td>経営協議会の学外委員
（経営協議会規程第３条第１項第４号）</td><td>３人</td><td>５人</td></tr>
<tr><td>教育研究評議会のメンバーとなる学長が指名する理事
（教育研究評議会規程第３条第１項第２号）</td><td>－</td><td rowspan="2">５人</td></tr>
<tr><td>教育研究評議会のメンバーとなる農工両研究院長、GIR 院長、農工両学府長、BASE 学府長、連農科長、グローバル教育院長、図書館長、URAC センター長、農工両研究院選出の評議員、農工両学府選出の評議員及びBASE 学府選出の評議員
（教育研究評議会規程第３条第１項第４号、第５号）</td><td>３人</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>６人</td><td>１０人</td></tr>
</table>